

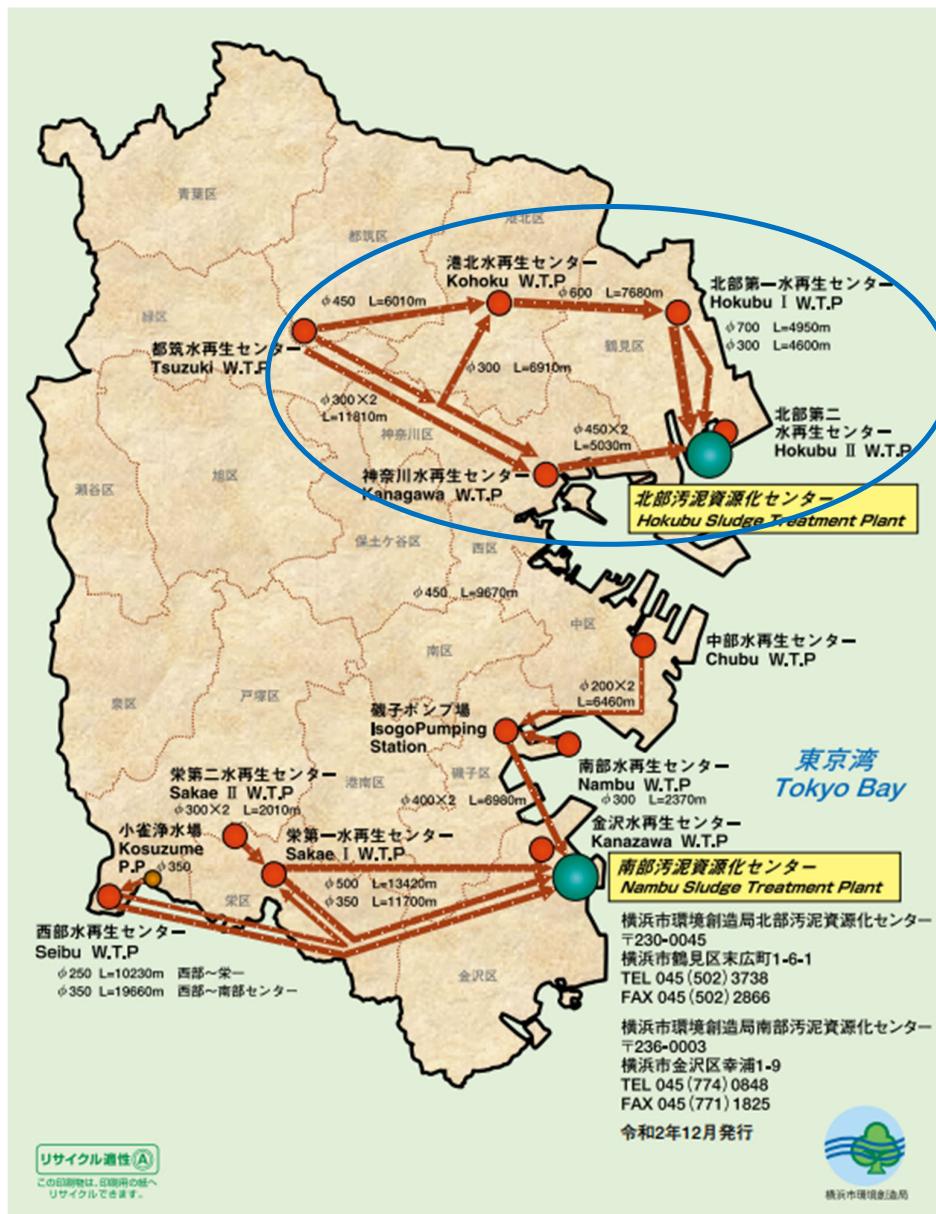
横浜市消化ガス有効利用事業
事業概要書

横浜市下水道河川局

1. 北部汚泥資源化センターの位置づけ

本市の水再生センター11箇所から発生する汚泥は、図 1-1 に示すとおり北部及び南部汚泥資源化センターの2箇所で集約処理されている。

このうち、北部汚泥資源化センターは、北部方面における5箇所の水再生センター（都筑、港北、神奈川、北部第一、北部第二）からの汚泥を集約処理する施設である。



出典：横浜市 HP

図 1-1 汚泥集約処理

2. 北部汚泥資源センターの消化ガス発電事業の全体像

北部汚泥資源化センターでは、「消化ガス発電 PFI 事業」、「北部汚泥資源化センター包括的管理委託」の2つの事業で、消化ガス発電設備が運用されている。

消化ガス発電 PFI 事業では5台の消化ガス発電設備が、北部汚泥資源化センター包括的管理委託では1台の消化ガス発電設備が運用されている。

全体像は以下の通り。

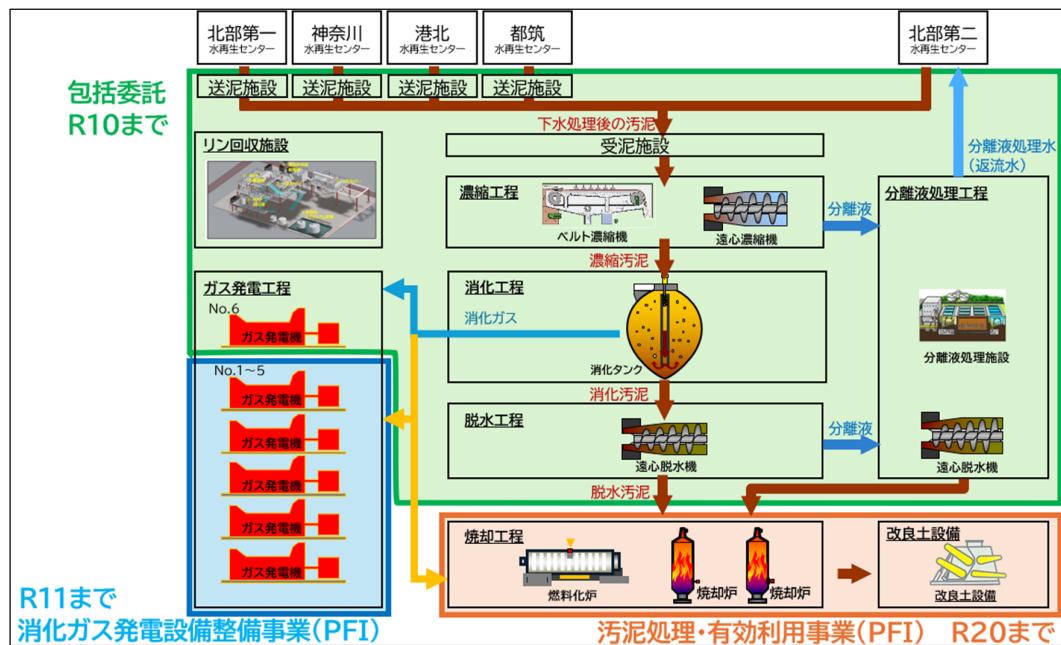


図 2-1 北部汚泥資源化センター内で実施されている事業

3. 次期事業の概要

■次期事業概要（検討中）

事業概要	現在北部汚泥資源化センターで稼働している消化ガス発電設備 No.1～No.6について、既設設備を維持管理運営しながら順次スクラップアンドビルド方式により更新し、更新後の新設設備についても引き続き維持管理運営を行うものである。 次期事業における消化ガスの有効利用方法に関する条件としては、既設発電設備による発電電力量以上の電力を確保するとともに、横浜市下水道事業における温室効果ガス排出量の削減に資するものとする。 また、消化ガスの有効利用の過程において発生する二酸化炭素の取扱いについては、民設民営を前提とし、民間事業者による提案を可能とする。
事業方式	未定
事業期間	10年間